プロジェクト　**金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目　**金融商品実務指針の設例の見直しに関する検討**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の設例の見直しに関す検討について ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. ASBJ 事務局による分析及び提案

償却原価法に関する金融商品実務指針の設例の関連修正

（分析の対象）

2. 現行の金融商品実務指針の設例において、償却原価法に言及している項目は以下のとおりであり、これらの関連修正の必要性及び見直しについて検討する。

設例	内容
設例 4	満期保有目的の債券の会計処理
設例 6	その他有価証券（債券）の評価及び会計処理
設例 11	債務者の信用リスクを反映した債権の取得価額と債務者からの入金額の処理
設例 16	受取手形及び割引手形に関する会計処理

（全体的な用語の置換え）

3. 第 548 回企業会計基準委員会等[1]においてお示した企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の文案（以下「金融商品会計基準改正案」という。）及び金融商品実務指針の文案（以下「金融商品実務指針改正案」という。）では、以下の用語について置換えを提案している。

現行の金融商品会計基準又は 金融商品実務指針における用語	金融商品会計基準改正案又は 金融商品実務指針改正案における用語

[1] 第 548 回企業会計基準委員会（2025 年 6 月 5 日開催）及び第 239 回金融商品専門委員会（2025 年 5 月 29 日開催）を合わせて「第 548 回企業会計基準委員会等」という。

貸倒見積高	予想信用損失
償却原価法に基づいて算定された価額	償却原価
（現行の）償却原価法	金利調整差額法による償却原価法
（現行の）利息法	金利調整差額法における利息法
（現行の）定額法	金利調整差額法における定額法
回収可能見込額	期待キャッシュ・フロー

4. これらの用語については、金融商品会計基準改正案及び金融商品実務指針改正案の本文と整合させるため、本資料第 2 項の金融商品実務指針の設例において同様に置き換えることが考えられる。

5. 前項の置換えに際し、現行の金融商品実務指針の設例において「回収可能見込額」が用いられる箇所について、「回収可能見込額」がキャッシュ・フローの受取りの見込額を意味している場合には、受取りであることを明確にするため、「期待キャッシュ・インフロー」と置き換えることが考えられる。

（設例 4）

分析

6. 金融商品実務指針設例 4 は、満期保有目的の債券について、原則法である実効金利法における利息法及び簡便法である実効金利法における定額法による会計処理を示す設例である。

7. 満期保有目的の債券については、減損プロジェクトにおいて、実効金利法による利息法を原則としつつ、定額法をオプションとして設けることをこれまでの審議において提案している。

8. ここで、金融商品実務指針設例 4 は、満期保有目的の債券の会計処理を示す設例であり、金融商品会計基準等[2]の改正後も満期保有目的の債券の会計処理を理解する上で有用と考えられる。このため、実効金利法における利息法及び定額法の会計処理を示すように見直しつつ、現行の設例の内容を引き継ぐことが考えられる。

[2] 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」を合わせて「金融商品会計基準等」という。

事務局提案

9. 本資料第 6 項から前項までの分析に基づき、前項のとおり、金融商品実務指針設例 4 を修正することが考えられるがどうか。具体的な文案については、審議事項(2)-4 を参照されたい。

（設例 6）

分析

10. 金融商品実務指針設例 6 は、その他有価証券（債券）の評価及び会計処理を示す設例である。その他有価証券（債券）の評価及び会計処理は本プロジェクトにおいて変更されないため、本資料第 3 項から第 5 項に記載の全体的な用語の置換えのみを行うことが考えられる。

事務局提案

11. 前項のとおり、金融商品実務指針設例 6 を見直すことが考えられるがどうか。具体的な文案については、審議事項(2)-4 を参照されたい。

（設例 11）

分析

12. 金融商品実務指針設例 11 は、債務者の信用リスクを反映した債権を取得した場合における実効利子率の算定方法並びに各期の入金額の元本と利息の配分及び会計処理を示す設例であり、現行の金融商品実務指針第 105 項の適用に関する設例である。

13. ここで、現行の金融商品実務指針第 105 項については、金融商品実務指針改正案第 105-4 項において、購入又は組成した信用減損金融資産（以下「POCI」という。）の償却原価法を示すように修正することを提案している。

14. このため、金融商品実務指針設例 11 については、前提条件において示される債権が POCI に該当するという前提を置いた上で、金融商品実務指針改正案第 105-4 項における POCI の償却原価法を示すように見直すことが考えられる。

事務局提案

15. 本資料第 12 項から前項までの分析に基づき、前項のとおり、金融商品実務指針設例 11 を見直すことが考えられるがどうか。具体的な文案については、審議事項(2)-4 を参照されたい。

（設例 16）

分析

16. 金融商品実務指針設例 16 は、受取手形及び割引手形に関する会計処理を示しており、具体的には次の 3 つの会計処理の方法を示しており、現行の金融商品実務指針第 130 項の適用に関する設例である。

(1) 受取手形に含まれる金利部分を別処理しない方式（方式 1）

(2) 金利部分を利息法により別処理する方式（方式 2）

(3) 金利部分を定額法により別処理する方式（方式 3）

17. 現行の金融商品実務指針第 130 項は、売上債権等に重要な金利部分が含まれている場合、当該債権を取得したときに時価で計上し、決済期日までの期間にわたって償却原価法（利息法又は定額法）により金利部分を各期の純損益に配分するとしている。

18. この点、第 548 回企業会計基準委員会等において、金融商品実務指針第 130 項を削除し、金融商品実務指針改正案第 105 項に定めを設けることを提案している。金融商品実務指針改正案第 105 項においては、貸付金及び重要な金融要素を含む債権については、償却原価から貸倒引当金を控除した金額で測定することとされ、償却原価法の適用にあたっては、実効金利法によることとしている。

　また、金融商品実務指針改正案第 105-2 項においては、実効金利法を適用するに際して、購入した債権以外の債権については、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができるとしている。

19. さらに、金融商品実務指針設例 16 は、受取手形及び割引手形を取り扱っているものの、一般社団法人全国銀行協会は、2027 年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止することを決定している。[3]

20. 金融商品実務指針設例 16 を金融商品実務指針改正案に引き継ぐ場合、重要な金融要素を含む債権の設例とした上で、本資料第 16 項の方式 2 及び方式 3 を示すことが考えられる。しかし、本資料第 18 項の通り、重要な金融要素を含む債権の会計処理は貸付金と同一であり、実効金利法による償却原価法の適用については満期保有目的の債券の会計処理を示す設例 4 から理解することができると考えられる。また、前項に示した電子交換

[3] 一般社団法人全国銀行協会「手形・小切手の電子化に関する中間的な評価を踏まえた抜本的な取組み等について～2027 年度初からの電子交換所における手形・小切手の交換廃止等～」
https://www.zenginkyo.or.jp/news/2025/n032601/

所における手形・小切手の交換の廃止により、受取手形及び割引手形を用いた取引は減少することが想定される。これらの理由により、金融商品実務指針設例 16 については金融商品実務指針改正案に引き継がず、削除することが考えられる。

事務局提案

21. 本資料第 16 項から前項までの分析に基づき、前項のとおり、金融商品実務指針設例 16 を削除することが考えられるがどうか。

貸倒見積高の算定方法に関する定めの削除に関する金融商品実務指針の設例の修正

（分析の対象）

22. 本資料第 2 項に記載した償却原価法に関連する現行の金融商品実務指針の設例を除いた貸倒見積高の算定方法に関する現行の金融商品実務指針の設例は、以下のとおりである。

設例	内容
設例 12	一般債権の貸倒実績率法に基づく貸倒見積高の算定
設例 13	貸倒懸念債権のキャッシュ・フロー見積法に基づく貸倒見積高の算定
設例 14	劣後債権に対する貸倒見積高の算定

（設例 12 及び設例 13）

分析

23. 金融商品実務指針設例 12 及び設例 13 は、貸倒実績率法又はキャッシュ・フロー見積法に基づく貸倒見積高の算定についての設例である。

24. 貸倒実績率法及びキャッシュ・フロー見積法については金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針において予想信用損失の定めを設けるため、金融商品実務指針改正案において削除することが提案されている。このため、金融商品実務指針設例 12 及び設例 13 を削除することが考えられる。

事務局提案

25. 本資料第 23 項及び前項の分析に基づき、金融商品実務指針設例 12 及び設例 13 を削除することが考えられるがどうか。

（設例 14）

分析

26. 金融商品実務指針設例 14 は、原貸付債権が一般債権の場合及び原貸付債権が貸倒懸念債権の場合における劣後債権に対する貸倒見積高の算定について示しており、金融商品実務指針第 118 項の適用を示す設例である。

27. 第 548 回企業会計基準委員会等においては、金融商品実務指針における一般債権、貸倒懸念債権、破綻更生債権等の区分に関する定めを削除することを提案している。また、金融商品実務指針第 118 項については、本資料第 3 項から第 5 項記載の用語の置換えのみを行うことを提案している。

28. さらに、金融商品実務指針設例 14 における原貸付債権が一般債権の場合の原貸付債権貸倒見積額については、原貸付債権が今期生じたものであることから、債権譲渡前に貸倒引当金は計上されていないものとされている。ここで、予想信用損失モデルを適用した場合において、債権譲渡前に貸倒引当金は計上されていないという前提を置くことは必ずしも適切とは言えないと考えられる。

29. このため、金融商品実務指針設例 14 における「(1)原貸付債権が一般債権の場合」は引き継がず、「(2)原貸付債権が貸倒懸念債権の場合」をベースとして、本資料第 3 項から第 5 項記載の用語の置換えを行いつつ、その内容を引き継ぐことが考えられる。

事務局提案

30. 本資料第 26 項から前項の分析に基づき、金融商品実務指針設例 14 のうち、原貸付債権が一般債権の場合についての記載を削除し、原貸付債権が貸倒懸念債権の場合についての記載をベースとして見直すことが考えられるがどうか。具体的な文案は、審議事項(2)-4 を参照されたい。

ディスカッション・ポイント
本資料第 2 項から第 30 項に示した ASBJ 事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以　上